

新たな森林管理システムに関する検討状況

平成29年10月

林野庁

「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)」(抜粋)

○地球環境への貢献

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、エネルギー起源CO2排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の普及に向けて地球温暖化対策税のモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を引き続き図るとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確化しつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行う。

これにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

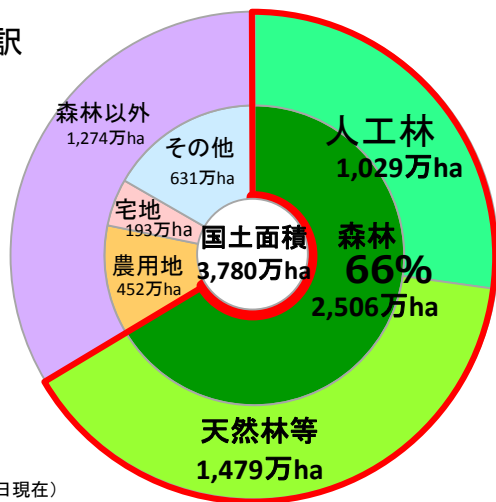
○攻めの農林水産業の展開

森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討する。この検討は、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村主体の森林整備等の財源に充てることとされた森林環境税(仮称)の検討と併せて行う。CLT等の新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、人材の育成確保等を推進する。

森林資源の現状(成長産業化の側面から)

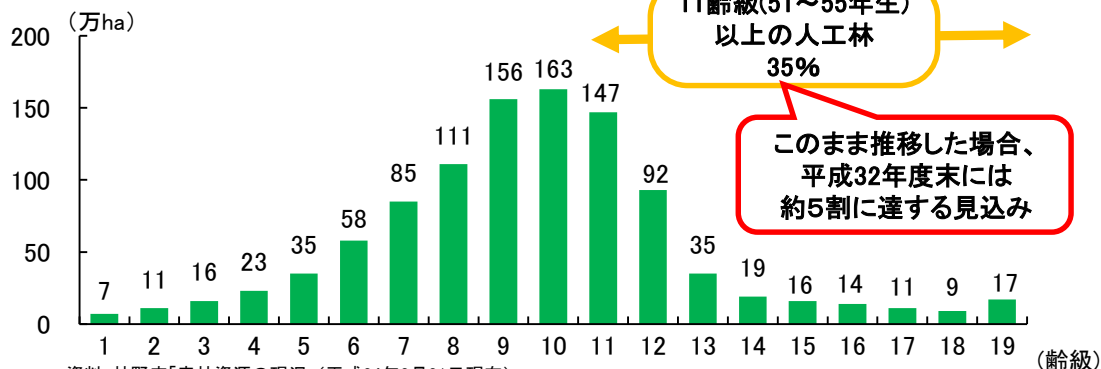
- 我が国の森林面積は国土面積の3分の2にあたる2,500万ha(そのうち人工林は1,000万ha)。
- **人工林の約半数が11歳級以上となる主伐期を迎えようとしている。**
- **主伐期を迎えた人工林の直近5年間の平均蓄積増加量は、年間4,800万m³。主伐による原木の供給量は1,679万m³(H27)。**
- 条件のよい人工林においては主伐が行われているが、**いまだ成長量の6割強が利用されていない状況。**

■ 国土面積と森林面積の内訳



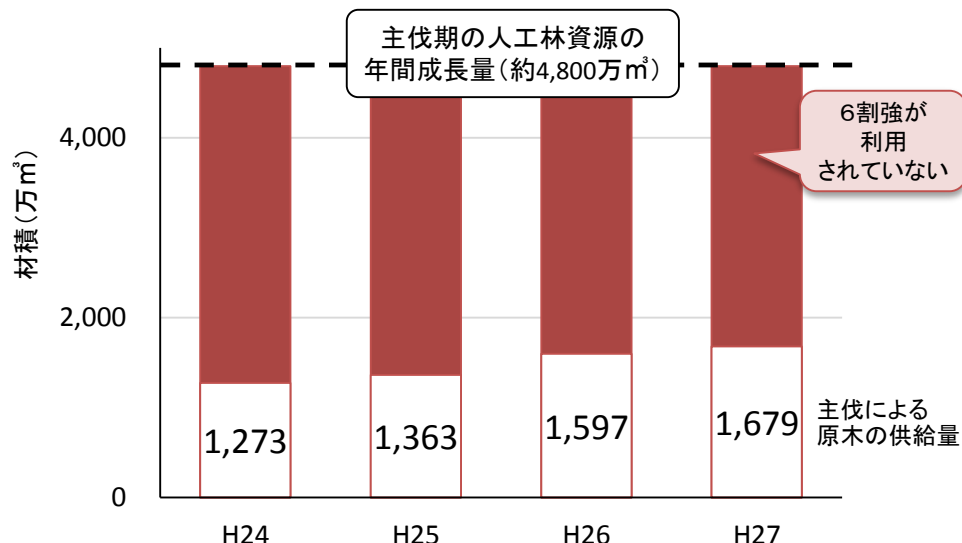
資料:国土交通省「平成27年度土地に関する動向」(平成26年の数値)、
林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
注:※計の不一致は四捨五入によるもの

■ 人工林の齢級別面積



資料:林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
注2: 森林法第5条及び第7条2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

■ 主伐期の人工林資源の成長量と主伐による原木の供給量



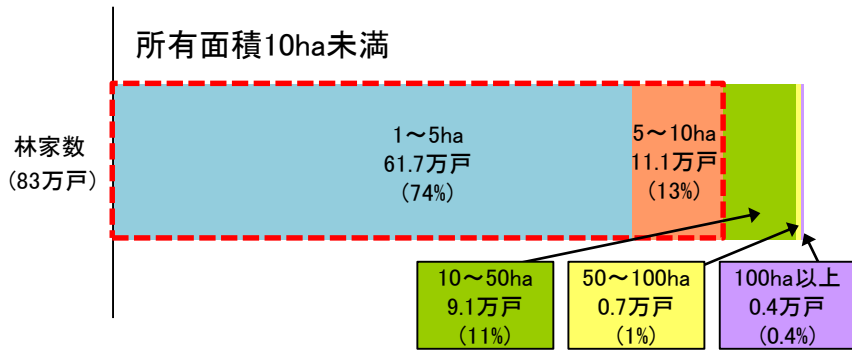
※林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)、「森林・林業統計要覧」(H28)に基づき試算

※年間成長量には間伐材の供給量を含まない

林業の現状

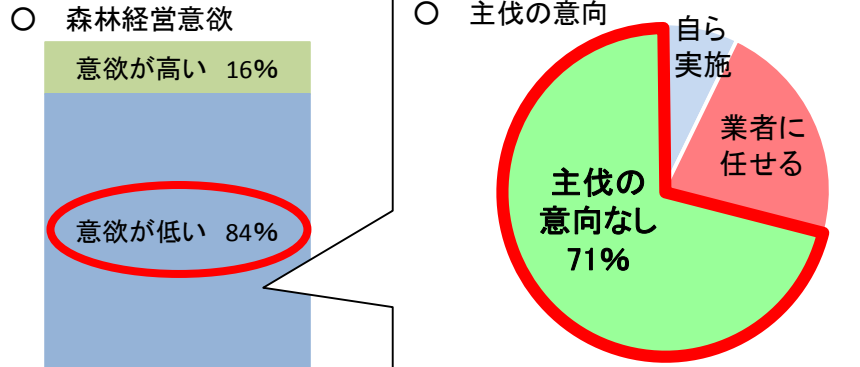
- 我が国の森林の所有形態は零細であり、8割の森林所有者は森林の経営意欲が低い
 - 意欲の低い森林所有者のうち7割の森林所有者は主伐の意向すらない
- 一方で、
- 林業経営者(素材生産業者等)のうち7割の者は規模拡大の意向があるが、4割の者が事業を行う上での課題として、「事業地確保が困難」を挙げている。
 - その他、事業を拡大する上での課題としては、「路網の未整備」、「資本整備(林業機械)更新が困難」などがある。

■ 林家の保有山林面積



資料: 農林水産省「2015年農林業センサス」 注: 林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

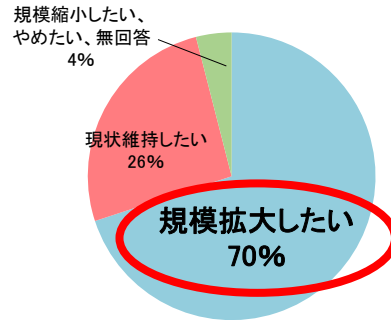
■ 森林所有者の経営意欲は低い



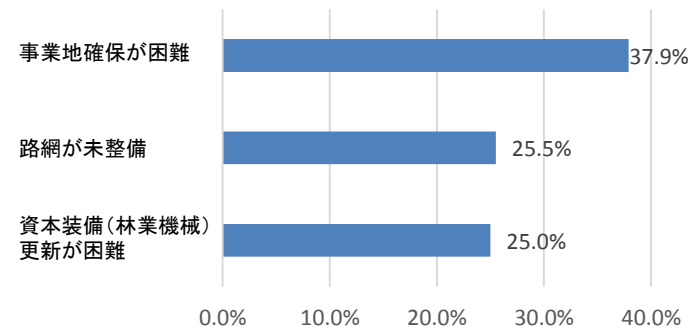
※農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(H27)に基づき作成

■ 林業経営者(素材生産業者等)の規模拡大の意向

- 今後の経営規模に関する意向
- 事業を行う上での課題

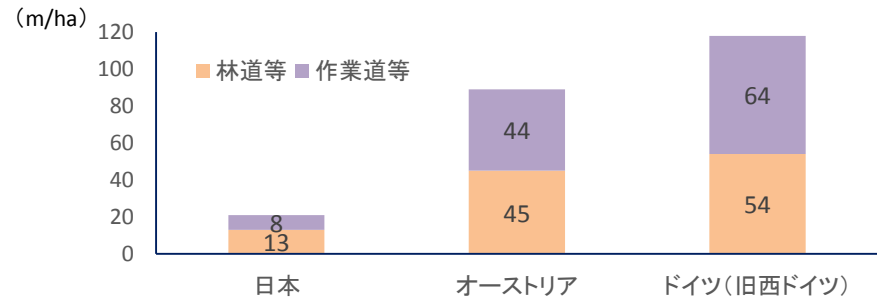


※素材生産業者へのアンケート結果(H27)を集計



※雇用関係は除く
※複数回答可

■ 路網密度の諸外国との比較



資料: BFW 「Österreichische Waldinventur」、BMELV 「Bundeswaldinventur (BWI)」、林野庁業務資料
注: オーストリアは、Österreichische Waldinventur 1992/96による生産林における数値
ドイツ(旧西ドイツ)は Bundeswaldinventur 1986/1989による数値
日本は都道府県報告による平成27(2015)年現在の開設実績の累計

課題と対応方向

森林所有者



林業経営者(素材生産業者等)

課題

- 多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。
一方、多くの林業経営者(素材生産業者等)は、事業規模の拡大意欲があるものの、事業地の確保が困難となっている。
- このように、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者(素材生産業者等)との間のミスマッチが生じている。

対応の方向

意欲と能力のある林業経営者に森林経営を委託する
新たな森林管理システムを構築し、
森林の管理経営の集積・集約化を推進

新たな森林管理システム

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
- ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。
- ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。
- ④ 意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として路網整備の一層の推進や集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及が必要。

※ 適切な森林管理の責務を明確化
(伐採後の造林及び適正な保育・間伐の確保)

森林所有者

大綱①関連
「市町村からの所有者への働きかけの強化」

森林管理の委託 ※

(立木の伐採・処分権又は林地の使用収益権を設定)

※ 所有者不明等の場合は、一定の手続きを経て委託

大綱③関連
「所有者不明等の場合も間伐を代行」

市町村

○ 意欲と能力のある林業経営者に森林管理を再委託

大綱②関連
「所有者負担を軽減して市町村自らが間伐等を実施」

○ 再委託できない森林(自然的条件からみて経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林)及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が管理(間伐)を行う

・これに該当する森林については、森林所有者への対価はゼロとする

・市町村による森林管理は、直接自ら行う場合だけでなく、民間事業体に作業を実施させることを含む

○ 都道府県による指導・助言や代行も検討

大綱④関連 「寄附の受入れ」

大綱⑤関連
「市町村の体制支援」

○ 上記のほか、寄附を受けた森林を市町村が管理若しくは再委託する。



意欲と能力のある林業経営者

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO2の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。